

令和5年2月20日招集

第2回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和5年第2回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第2号	天草市錦島プール条例を廃止する条例の制定について	令和5年 2月20日		
議第3号	天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第4号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例の制定について	"		
議第12号	天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例の制定について	"		
議第13号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第14号	天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第15号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第16号	天草市過疎地域持続的発展計画の変更について	令和5年 2月20日		
議第17号	指定管理者の指定について（御所浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第18号	指定管理者の指定について（天草市総合交流施設愛夢里）	〃		
議第19号	指定管理者の指定について（河浦海上コテージ）	〃		
議第20号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第21号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第12号）	〃		
議第22号	令和5年度天草市一般会計予算	〃		
議第23号	令和5年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第24号	令和5年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第25号	令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第26号	令和5年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第27号	令和5年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第28号	令和5年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第29号	令和5年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第30号	令和5年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第31号	令和5年度天草市病院事業会計予算	令和5年 2月20日		
議第32号	令和5年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第33号	令和5年度天草市下水道事業会計予算	〃		

議第 2 号

天草市錦島プール条例を廃止する条例の制定について

天草市錦島プール条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市錦島プール条例を廃止する条例

天草市錦島プール条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 0 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市錦島プールの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 3 号

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

天草市人権擁護に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（調査の協力）

第 7 条 市は、国、県及び関係諸団体と連携を図り、国が行う差別の実態に係る調査に協力するものとする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（相談体制の充実）

第 5 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国及び県と協調して、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るい地域社会の実現に必要な施策を推進するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年
天草市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に
関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動そ

の他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市家庭的保育事業者等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部
改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動
その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点
呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認し
なければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非
常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常
時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」とい
う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必
要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務
継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び
まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施
する」に改める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天草市放
課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2の規定の適用につい
ては、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」
とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよ
う努めなければ」とする。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第7号

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険条例（平成18年天草市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る天草市国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

天草市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年天草市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「第 5 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第 2 6 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例

天草市農山漁村広場条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市福連木山村広場の項を削る。

第 4 条第 1 項中「天草市海老宇土山村広場、天草市碓石農村広場、天草市大多尾農漁村広場及び天草市平床農村公園」を「農山漁村広場」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項を削る。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

第 8 条及び第 9 条 削除

第 1 8 条第 2 項及び第 3 項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市福連木山村広場の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例

天草市漁港管理条例（平成 18 年天草市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占用にあっては 3 年）」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市が管理する漁港施設に係る占用期間の上限の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例の制定について

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例

天草市天草ブルーガーデン条例（平成 18 年天草市条例第 190 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草ブルーガーデンの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例の制定について

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例（平成 18 年天草市条例第 225 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

倉岳特産品展示販売交流施設（えびす茶屋）の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 47 号を次のように改める。

(47) 道路位置指定証明手数料 1 通につき 300 円

第 2 条中第 127 号を第 130 号とし、第 98 号から第 126 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 97 号中「同一敷地内許可建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号ア中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 100 号とし、同条第 96 号中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 99 号とし、同条第 95 号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 98 号とし、同条第 94 号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 97 号とし、同条第 93 号を同条第 96 号とし、同条第 92 号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 95 号とし、同条中第 91 号を第 94 号とし、第 70 号から第 90 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 69 号を第 71 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(72) 高度地区における建築物の高さの最高限度の制限適用除外に係る許可申請手数料 1 件につき 160,000 円

第 2 条中第 68 号を第 70 号とし、第 61 号から第 67 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 60 号を第 61 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(62) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

第2条中第59号を第60号とし、第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき 27,000円

別表第7を次のように改める。

別表第7（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額		
			認定申請	変更認定申請	
(1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	一戸建ての住宅		6,000円	3,000円
		一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分	申請住戸数が1戸の場合	6,000円	3,000円
			申請住戸数が2戸から5戸までの場合	12,000円	6,000円
			申請住戸数が6戸から10戸までの場合	20,000円	10,000円
			申請住戸数が11戸から25戸までの場合	34,000円	17,000円
			申請住戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円	28,000円
			申請住戸数が51戸から1	100,000円	50,000円

			00戸までの場合		
			申請戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円	79,500円
			申請戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円	100,000円
			申請戸数が301戸を超える場合	214,000円	107,000円
適合	誘導性	一戸建ての住宅		36,000円	18,000円
証、設計住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場	性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分	申請戸数が1戸の場合	36,000円	18,000円
			申請戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円	36,000円
			申請戸数が6戸から10戸までの場合	100,000円	50,000円
			申請戸数が11戸から25戸までの場合	141,000円	70,500円
			申請戸数が26戸から50戸までの場	202,000円	101,000円

合	合			
	申請住戸数が 51戸から1 00戸までの 場合	288,000円	144,000円	
	申請住戸数が 101戸から 200戸まで の場合	391,000円	195,500円	
	申請住戸数が 201戸から 300戸まで の場合	513,000円	256,500円	
	申請住戸数が 301戸を超 える場合	603,000円	301,500円	
	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	一戸建ての住宅	19,000円	9,500円
	の住宅以 外の建築 物の住宅 部分	一戸建て 申請住戸数が 1戸の場合	19,000円	9,500円
		申請住戸数が 2戸から5戸 までの場合	35,000円	17,500円
		申請住戸数が 6戸から10 戸までの場合	50,000円	25,000円
		申請住戸数が 11戸から2 5戸までの場 合	72,000円	36,000円
合				

			申請住戸数が 26戸から5 0戸までの場 合	108,000円	54,000円
			申請住戸数が 51戸から1 00戸までの 場合	163,000円	81,500円
			申請住戸数が 101戸から 200戸まで の場合	232,000円	116,000円
			申請住戸数が 201戸から 300戸まで の場合	299,000円	149,500円
			申請住戸数が 301戸を超 える場合	340,000円	170,000円
(2) 一戸建 ての住宅以 外の建築物 の共用部分 又は工場等 部分	適合証又はこ れに相当する ものとして市 長が定めるも のが添付され た場合	面積が300平方メー トル以内	12,000円	6,000円	
		面積が300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以内	21,000円	10,500円	
		面積が1,000平方 メートルを超え2,0 00平方メートル以内	34,000円	17,000円	
		面積が2,000平方 メートルを超え5,0	100,000円	50,000円	

	00平方メートル以内		
	面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	159,000円	79,500円
	面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	200,000円	100,000円
	面積が25,000平方メートルを超えるもの	250,000円	125,000円
適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	面積が300平方メートル以内	113,000円	56,500円
	面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	143,000円	71,500円
	面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	185,000円	92,500円
	面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	288,000円	144,000円
	面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	371,000円	185,500円
	面積が10,000平方メートルを超え2	443,000円	221,500円

		5,000平方メートル以内			
		面積が25,000平方メートルを超えるもの	515,000円	257,500円	
(3) 前2号に掲げる部分以外の部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	面積が300平方メートル以内	12,000円	6,000円	
		面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	21,000円	10,500円	
		面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	34,000円	17,000円	
		面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	100,000円	50,000円	
		面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	159,000円	79,500円	
		面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	200,000円	100,000円	
		面積が25,000平方メートルを超えるもの	250,000円	125,000円	
		適合証及びこれに相当する	面積が300平方メートル以内	249,000円	124,500円

ものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	310,000円	155,000円
	面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	396,000円	198,000円
	面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	562,000円	281,000円
	面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	690,000円	345,000円
	面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	814,000円	407,000円
	面積が25,000平方メートルを超えるもの	927,000円	463,500円

(備考)

- 1 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する低炭素建築物新築等計画に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。
- 3 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。

- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。
- 5 この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住戸をいう。
- 6 この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 7 この表において「共用部分」とは、住宅部分を使用する者が共同で用いるために設けられた階段、廊下その他の部分をいう。
- 8 この表において「工場等部分」とは、工場、車庫、倉庫その他外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を要しない部分をいう。
- 9 一戸建ての住宅以外の建築物の全体又は複合建築物（非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）及び住宅部分を有する建築物をいう。）の非住宅部分若しくは住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請の場合において、当該建築物がこの表に掲げる部分を2以上有する場合の手数料の額は、当該有する部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 10 低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

別表第8備考2中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削る。

別表第9を次のように改める。

別表第9（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額			
		認定申請	変更認定申請		
住宅部	適合証、設計書又はこれに	戸建住宅	面積が300平	一戸につき 5,000円	一戸につき 2,500円
		共同住宅等		10,000円	5,000円

分	相当するものとして市長が定めるものが添付された場合		方メートル未満のもの		
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円	39,000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添	誘導性 能基準 により 評価す る方法	戸建住宅	一戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	一戸につき 31,000円	一戸につき 15,500円
			一戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	一戸につき 34,000円	一戸につき 17,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円	30,500円
			面積が300平方メートル以上2,000平方	102,000円	51,000円

付され ない場 合		メートル未満の もの			
		面積が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未 満のもの	174,000円	87,000円	
		面積が5,000平方メートル 以上のもの	249,000円	124,500円	
	誘導仕 様基準 により 評価す る方法	戸建住宅	一戸当たりの面 積が200平方 メートル未満の もの	一戸につき 16,000円	一戸につき 8,000円
			一戸当たりの面 積が200平方 メートル以上の もの	一戸につき 17,000円	一戸につき 8,500円
		共同住宅等	面積が300平 方メートル未 満のもの	29,000円	14,500円
面積が300平 方メートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの	51,000円		25,500円		
面積が2,000平方メートル 以上5,000	91,000円		45,500円		

			平方メートル未 満のもの		
			面積が5,00 0平方メートル 以上のもの	138,000円	69,000円
非 住 宅 部 分	適合証又はこれに相当するも のとして市長が定めるものが 添付された場合		面積が300平 方メートル未 満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平 方メートル以上 1,000平方 メートル未 満のもの	17,000円	8,500円
			面積が1,00 0平方メートル 以上2,000 平方メートル未 満のもの	26,000円	13,000円
			面積が2,00 0平方メートル 以上5,000 平方メートル未 満のもの	78,000円	39,000円
			面積が5,00 0平方メートル 以上10,00 0平方メートル 未満のもの	123,000円	61,500円
			面積が10,0	155,000円	77,500円

		00平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	97,000円
適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	100,000円	50,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	273,000円	136,500円

	未満のもの		
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円
標準入力法等により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円	100,500円
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円	128,000円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円	162,500円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円
	面積が5,000平方メートル	572,000円	286,000円

		以上10,000平方メートル未満のもの		
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円	338,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,500円

(備考)

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する住宅部分をいう。
- 2 この表において「非住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する非住宅部分をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 5 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であつて、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。
- 6 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。
- 7 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。
- 8 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準に

より評価する方法をいう。

- 9 この表において「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。
- 10 建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 11 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。
- 12 一の認定申請において、審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、それぞれの建築物の区分に応じた認定申請に係る額を合計した額とする。
- 13 一の変更認定申請において、建築物省エネ法第35条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「計画」という。)に記載されている建築物が2以上ある場合であって、審査を要する建築物の数が1であるとき(計画に他の建築物を追加するときを除く。)の手数料の額は、当該審査を要する建築物の区分に応じた変更認定申請に係る額とする。
- 14 一の変更認定申請において、審査を要する建築物の数が1である場合(計画に他の建築物を追加する場合に限る。)の手数料の額は、当該建築物の区分に応じた認定申請に係る額とする。
- 15 一の変更認定申請において、審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、それぞれの区分に応じた変更認定申請に係る額(計画に追加する他の建築物にあつては、その区分に応じた認定申請に係る額)の合計額とする。
- 16 建築物が住宅部分を有する場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第14条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。)に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、手

数料の額の算定において当該共用部分の面積を除外する。

別表第10備考7中「並びに第10条第2号」を削り、同表備考9中「モデル住宅法」の次に「及び「フロア入力法」」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表中備考10を削り、備考11を備考10とし、備考12から備考14までを備考11から備考13までとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第47号の改正規定、別表第7の改正規定、別表第8備考2の改正規定、別表第9の改正規定並びに別表第10備考7の改正規定、同表備考9の改正規定及び同表中備考10を削り、備考11を備考10とし、備考12から備考14までを備考11から備考13までとする改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 14 号

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天草市ふれあいセンター条例（平成 18 年天草市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表魚貫町池田いきいきふれあい館の項を削る。

別表魚貫町池田いきいきふれあい館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

魚貫町池田いきいきふれあい館の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 30 日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組
合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部
を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 16 号

天草市過疎地域持続的発展計画の変更について

天草市過疎地域持続的発展計画を別冊のように変更するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

天草市過疎地域持続的発展計画を変更するには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 17 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 7

御所浦地区振興会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 18 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成 18 年天草市条例第 215 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流施設愛夢里

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 19 号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成 18 年天草市条例第 227 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦海上コテージ
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1
有限会社愛夢里
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 20 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
0195	湯貫線	下浦町字中山迫76 16番地先	下浦町字山の口66 70番3地先	1,112.4	3.6~ 9.0
3344	本渡港瀬戸 線	港町13番11地先	港町11番20地先	185.0	5.0
3345	港新橋線	今釜新町101番地 先	港町10番19地先	230.1	7.0~ 19.0
3346	白岩9号線	中村町160番1地 先	中村町160番7地 先	203.6	6.0
3347	白岩10号 線	中村町160番6地 先	中村町160番7地 先	73.9	5.0
3348	嵐口山の神 線	御所浦町御所浦字穴 蔵2076番1地先	御所浦町御所浦字脇 2549番地先	842.4	4.0~ 5.0
3349	梅戸大平線	倉岳町浦字梅戸47 82番1地先	倉岳町棚底字大平3 900番2地先	748.4	4.1~ 18.0

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
------	-----	-----	-----	----------	------------

0195	湯貫線	下浦町字中山迫76 16番地先	下浦町字湯貫681 3番5地先	963.4	3.6~ 9.0
------	-----	--------------------	--------------------	-------	-------------

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 2 1 号

令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 4 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 317,499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,329,105 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,027,104	317,319	22,344,423
	1 地方交付税	22,027,104	317,319	22,344,423
15 国庫支出金		10,497,616	14,850	10,512,466
	2 国庫補助金	4,475,660	14,850	4,490,510
16 県支出金		4,414,659	27,534	4,442,193
	2 県補助金	1,741,660	27,534	1,769,194
19 繰入金		2,141,653	△ 128,408	2,013,245
	2 基金繰入金	2,141,653	△ 128,408	2,013,245
21 諸収入		726,630	20,804	747,434
	5 雑入	644,422	20,804	665,226
22 市債		6,792,400	65,400	6,857,800
	1 市債	6,792,400	65,400	6,857,800
補正されなかった款項に係る額		16,411,544		16,411,544
歳入合計		63,011,606	317,499	63,329,105

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,313,743	114,386	14,428,129
	1 総務管理費	13,605,386	114,386	13,719,772
3 民生費		18,346,557	99,245	18,445,802
	3 児童福祉費	6,401,068	27,534	6,428,602
	4 生活保護費	1,504,534	71,711	1,576,245
4 衛生費		6,749,899	1,175	6,751,074
	1 保健衛生費	1,589,621	1,175	1,590,796
5 農林水産業費		2,844,671	19,174	2,863,845
	1 農業費	1,554,040	3,570	1,557,610
	2 林業費	319,341	15,604	334,945
6 商工費		3,141,001	14,439	3,155,440
	1 商工費	3,141,001	14,439	3,155,440
7 土木費		3,121,237	39,380	3,160,617
	2 道路橋梁費	936,387	9,717	946,104
	3 河川費	268,085	1,625	269,710
	4 港湾費	154,962	28,038	183,000
9 教育費		4,565,694	29,700	4,595,394
	2 小学校費	314,927	17,100	332,027
	3 中学校費	395,386	12,600	407,986
補正されなかった款項に係る額		9,928,804		9,928,804
歳出合計		63,011,606	317,499	63,329,105

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域情報化事業	2,482
		スポーツコミッション推進事業	2,435
		スポーツ拠点施設整備事業	234,944
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	12,217
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	34,004
	3 児童福祉費	熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	27,534
5 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰緊急対策事業	69,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	34,428
	3 水産業費	水産業省エネ投資緊急支援事業	16,376
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	170,451
		漁業経営セーフティネット緊急支援事業	90,400
		海岸堤防等老朽化対策事業	72,000
		水産基盤整備事業	147,625
6 商工費	1 商工費	企業誘致促進事業	45,500
		恐竜の島博物館整備事業	450,839
7 土木費	2 道路橋梁費	市道維持補修事業	16,326
		市道改良(単独)事業	11,000
		橋梁維持補修事業	29,040
	3 河川費	排水路等整備事業	20,000
	4 港湾費	港湾施設維持補修事業	14,039
	7 住宅費	廃屋及び空き家等対策事業	500

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	感染症対策事業（小学校）	17,100
	3 中学校費	感染症対策事業（中学校）	12,600
	7 社会教育費	市民会館整備事業	17,520

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	17,365	補正前に同じ	20,865
		市道改良（交付金）事業	26,000	補正前に同じ	32,280

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
農業農村整備事業	120,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	133,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
道路橋梁整備事業	242,700	〃	〃	〃	251,900	〃	〃	〃	〃	〃
河川整備事業	133,900	〃	〃	〃	135,400	〃	〃	〃	〃	〃
港湾改修事業	88,700	〃	〃	〃	115,300	〃	〃	〃	〃	〃
災害復旧事業	204,100	〃	〃	〃	219,200	〃	〃	〃	〃	〃

令和 5 年度天草市一般会計予算

令和 5 年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,473,307 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,489,087
	1 市民税	2,870,797
	2 固定資産税	3,439,633
	3 軽自動車税	304,491
	4 市たばこ税	534,000
	6 入湯税	26,500
	7 都市計画税	313,666
2 地方譲与税		536,212
	1 地方揮発油譲与税	115,000
	2 自動車重量譲与税	343,000
	3 森林環境譲与税	76,212
	4 航空機燃料譲与税	2,000
3 利子割交付金		1,000
	1 利子割交付金	1,000
4 配当割交付金		19,000
	1 配当割交付金	19,000
5 株式等譲渡所得割交付金		22,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	22,000
6 法人事業税交付金		117,000
	1 法人事業税交付金	117,000

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
7 地方消費税交付金		1,958,000
	1 地方消費税交付金	1,958,000
8 ゴルフ場利用税交付金		11,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,000
9 環境性能割交付金		34,000
	1 環境性能割交付金	34,000
10 地方特例交付金		41,000
	1 地方特例交付金	41,000
11 地方交付税		21,675,000
	1 地方交付税	21,675,000
12 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
13 分担金及び負担金		256,541
	1 分担金	45,191
	2 負担金	211,350
14 使用料及び手数料		642,793
	1 使用料	458,890
	2 手数料	183,903

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
15 国庫支出金		6,371,970
	1 国庫負担金	5,388,301
	2 国庫補助金	966,461
	3 国庫委託金	17,208
16 県支出金		3,972,477
	1 県負担金	2,459,268
	2 県補助金	1,274,233
	3 県委託金	238,976
17 財産収入		125,059
	1 財産運用収入	88,720
	2 財産売払収入	36,339
18 寄附金		2,510,000
	1 寄附金	2,510,000
19 繰入金		2,876,603
	2 基金繰入金	2,876,603
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
21 諸収入		637,264
	1 延滞金、加算金及び過料	3,058
	2 市預金利子	53
	3 貸付金元利収入	70,384
	4 受託事業収入	3,534
	5 雑入	560,235
22 市債		5,171,300
	1 市債	5,171,300
歳 入	合 計	54,473,307

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		270,020
	1 議会費	270,020
2 総務費		10,883,875
	1 総務管理費	10,208,637
	2 徴税費	306,475
	3 地籍調査費	48,633
	4 戸籍住民基本台帳費	141,999
	5 選挙費	115,866
	6 統計調査費	29,355
	7 監査委員費	32,910
3 民生費		17,099,042
	1 社会福祉費	5,126,954
	2 高齢者福祉費	4,555,029
	3 児童福祉費	5,953,327
	4 生活保護費	1,462,932
	5 災害救助費	800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
4 衛生費		6,156,914
	1 保健衛生費	960,143
	2 環境費	3,379,858
	3 斎場費	122,226
	4 水道費	505,941
	5 病院費	1,068,837
	6 看護専門学校費	119,909
5 農林水産業費		2,461,105
	1 農業費	1,580,288
	2 林業費	250,677
	3 水産業費	630,140
6 商工費		2,297,931
	1 商工費	2,297,931
7 土木費		2,769,608
	1 土木管理費	368,379
	2 道路橋梁費	1,183,045
	3 河川費	261,332
	4 港湾費	151,868
	5 都市計画費	505,647
	7 住宅費	299,337

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
8 消防費		1,965,894
	1 消防費	1,965,894
9 教育費		3,634,026
	1 教育総務費	1,155,757
	2 小学校費	357,992
	3 中学校費	342,531
	4 幼稚園費	107,214
	6 学校給食費	931,148
	7 社会教育費	739,384
10 災害復旧費		49,710
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210
11 公債費		6,855,182
	1 公債費	6,855,182
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	54,473,307

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市議会だより編集業務委託料	令和6年度～令和7年度	828
令和5年度農業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和6年度～令和15年度	7,328
令和5年度漁業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和6年度～令和15年度	18,946
令和5年度商工業設備投資資金利子補給	令和6年度～令和8年度	5,600
令和5年度中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和6年度～令和8年度	5,640
令和5年度起業創業支援資金利子補給	令和6年度～令和8年度	16,585

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	727,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。
公共交通対策事業	189,700			
コミュニティセンター整備事業	119,900			
体育施設整備事業	614,500			
庁舎整備事業	66,800			
普通財産施設整備事業	71,300			
クリーンセンター整備事業	508,100			
環境対策事業	10,000			
小規模水道施設整備事業	40,000			
農業農村整備事業	213,900			
林道整備事業	25,000			
治山事業	5,000			
漁港施設整備事業	183,900			
観光施設整備事業	837,000			
住宅改修事業	90,000			
道路橋梁整備事業	294,100			
河川整備事業	160,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾改修事業	95,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
街路整備事業	139,300			
公園整備事業	38,400			
消防防災施設整備事業	259,400			
小学校施設整備事業	70,700			
中学校施設整備事業	78,800			
共同調理場施設整備事業	47,700			
文化財整備事業	29,300			
文化施設整備事業	58,200			
資料館整備事業	10,500			
災害復旧事業	19,300			
臨時財政対策債	167,000			
計	5,171,300			

令和5年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和5年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,089,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,540,842
	1 国民健康保険税	1,540,842
2 使用料及び手数料		1,000
	2 手数料	1,000
3 国庫支出金		1,695
	2 国庫補助金	1,695
5 県支出金		9,413,695
	1 県負担金・補助金	9,413,695
6 財産収入		703
	1 財産運用収入	703
7 繰入金		1,124,141
	1 一般会計繰入金	1,028,925
	2 基金繰入金	95,216
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		7,353
	1 延滞金、加算金及び過料	4,100
	2 預金利子	5
	3 雑入	3,248
歳入	合計	12,089,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		179,066
	1 総務管理費	160,320
	2 徴税費	8,344
	3 運営協議会費	518
	4 国民健康保険特別対策事業費	9,884
2 保険給付費		9,094,099
	1 療養諸費	7,791,682
	2 高額療養費	1,276,563
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,700
	6 傷病手当金	854
3 国民健康保険事業費納付金		2,628,810
	1 医療給付費分	1,892,309
	2 後期高齢者支援金等分	556,015
	3 介護納付金分	180,486
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
6 保健事業費		149,599
	1 保健事業費	10,625
	2 特定健康診査等事業費	114,920
	3 総合保健施設事業費	24,054
7 基金積立金		703
	1 基金積立金	703
9 諸支出金		17,151
	1 償還金及び還付加算金	10,001
	2 繰出金	7,150
10 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	12,089,430

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村国保事務処理標準準拠システム導入準備作業委託料	令和6年度	10,230

令和5年度天草市介護保険特別会計予算

令和5年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,810,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,805,561
	1 介護保険料	1,805,561
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,209,678
	1 国庫負担金	1,953,890
	2 国庫補助金	1,255,788
4 支払基金交付金		3,028,077
	1 支払基金交付金	3,028,077
5 県支出金		1,674,504
	1 県負担金	1,587,959
	2 県補助金	86,545
6 財産収入		514
	1 財産運用収入	514
7 繰入金		2,091,301
	1 一般会計繰入金	1,881,301
	2 基金繰入金	210,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		563
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	3
	3 雑入	440
歳入	合計	11,810,399

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		245,726
	1 総務管理費	137,660
	2 徴収費	4,727
	3 介護認定審査会費	98,028
	4 趣旨普及費	424
	5 計画策定委員会費	4,887
2 保険給付費		10,898,000
	1 介護サービス等諸費	9,819,500
	2 介護予防サービス等諸費	338,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	259,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	37,000
	6 特定入所者介護サービス等費	434,400
5 地域支援事業費		560,780
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	317,100
	2 包括的支援事業・任意事業費	243,680
6 基金積立金		514
	1 基金積立金	514
7 公債費		500
	1 公債費	500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001
9 予備費		101,878
	1 予備費	101,878
歳 出 合 計		11,810,399

議第25号

令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 473, 084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		900,611
	1 後期高齢者医療保険料	900,611
2 使用料及び手数料		115
	1 手数料	115
4 繰入金		517,190
	1 一般会計繰入金	517,190
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		55,167
	1 延滞金、加算金及び過料	45
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	54,121
歳入合計		1,473,084

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		37,110
	1 総務管理費	35,084
	2 徴収費	2,026
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,388,192
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,388,192
3 保健事業費		46,282
	1 保健事業費	46,282
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,473,084

議第26号

令和5年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和5年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 127,098千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		58,950
	1 使用料	58,950
6 繰入金		68,147
	1 一般会計繰入金	68,147
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		127,098

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		108,538
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	108,538
3 公債費		17,560
	1 公債費	17,560
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		127,098

令和5年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和5年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		100,320
	1 診療収入	100,320
2 使用料及び手数料		785
	1 手数料	785
5 財産収入		512
	1 財産運用収入	511
	2 財産売却収入	1
6 繰入金		169,946
	1 一般会計繰入金	169,946
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,564
	1 諸収入	8,564
9 市債		51,100
	1 市債	51,100
歳入	合計	331,228

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		235,669
	1 総務管理費	235,669
2 医業費		41,109
	1 医業費	41,109
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		53,849
	1 公債費	53,849
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出 合 計		331,228

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	51,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

令和5年度天草市斎場事業特別会計予算

令和5年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 146,771千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		9,120
	1 使用料	9,120
2 財産収入		23
	1 財産運用収入	23
3 繰入金		122,226
	1 繰入金	122,226
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
6 市債		15,400
	1 市債	15,400
歳入	合計	146,771

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 斎場事業費		68,039
	1 斎場事業費	68,039
2 公債費		76,732
	1 公債費	76,732
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	146,771

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	15,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

議第 29 号

令和 5 年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和 5 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14, 199 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		76
	1 財産運用収入	74
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		14,121
	1 繰越金	14,121
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	14,199

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,262
	1 総務管理費	1,262
2 予備費		12,937
	1 予備費	12,937
歳出	合計	14,199

議第30号

令和5年度天草市新合財産区特別会計予算

令和5年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,338
	1 繰越金	1,338
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,342

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		294
	1 総務管理費	294
2 予備費		1,048
	1 予備費	1,048
歳出合計		1,342

令和5年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		258 床
一般病床		165 床
療養病床		73 床
結核病床		20 床
(2) 延患者数		222,080 人
入院患者数	一般病床	56,730 人
	療養病床	25,986 人
	結核病床	2,196 人
外来患者数	一般外来	128,920 人
	介護サービス	8,248 人

(3) 一日平均患者数		700 人
入院患者数	一般病床	155 人
	療養病床	71 人
	結核病床	6 人
外来患者数	一般外来	440 人
	介護サービス	28 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			4,307,030 千円
第1項 医業収益			3,557,222 千円
第2項 医業外収益			749,796 千円
第3項 特別利益			12 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			4,222,262 千円
第1項 医業費用			4,153,960 千円
第2項 医業外費用			57,611 千円
第3項 特別損失			9,891 千円
第4項 予備費			800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,744,639千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,730千円及び過年度分損益勘定留保資金1,739,909千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,023,173 千円
第1項 企業債		872,000 千円
第2項 他会計負担金		133,997 千円
第3項 他会計補助金		5,500 千円
第4項 県補助金		11,676 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,767,812 千円
第1項 建設改良費		1,040,657 千円
第2項 企業債償還金		327,155 千円
第3項 投資		1,400,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業及び 医療機器整備事業	872,000 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,772,458 千円

(2) 交 際 費

627 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	18,586 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため(一般会計)
資本的収入	他会計補助金	5,500 千円	国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保険特別会計)
合計		24,086 千円	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、369,400千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機器	電子カルテシステム	一式
	医療機器	デジタルX線透視撮影装置	一式

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度天草市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	33,351 戸
(2) 年間総給水量	7,966,036 m ³
(3) 一日平均給水量	21,765 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	328,855 千円
イ 施設整備事業	116,913 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,284,786 千円
第1項 営業収益		1,833,514 千円
第2項 営業外収益		451,262 千円
第3項 特別利益		10 千円

支 出

第 1 款 事業費		2,230,217 千円
第 1 項 営業費用		2,079,569 千円
第 2 項 営業外費用		149,808 千円
第 3 項 特別損失		640 千円
第 4 項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,594,881 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,065 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,290,085 千円及び当年度分損益勘定留保資金 248,731 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入		367,492 千円
第 1 項 企業債		142,300 千円
第 2 項 出資金		213,492 千円
第 3 項 工事負担金		11,700 千円

支 出

第 1 款 資本的支出		2,962,373 千円
第 1 項 建設改良費		663,175 千円
第 2 項 企業債償還金		799,198 千円
第 3 項 投資有価証券		1,500,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道施設基本計画書策定業務委託	令和6年度	18,245 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	142,300 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀 行その他の場合にはその債権者と協定するも のによる。ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしく は低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

156,829 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	252,449 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

令和5年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,073 戸
(2) 年間総処理水量	4,165,300 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,412 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	93,340 千円
イ ポンプ場建設改良事業	398,129 千円
ウ 処理場建設改良事業	200,734 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事業収益		1,881,662 千円
第 1 項 営業収益		831,490 千円
第 2 項 営業外収益		1,050,172 千円
	支 出	
第 1 款 事業費		1,834,287 千円
第 1 項 営業費用		1,760,729 千円
第 2 項 営業外費用		72,358 千円
第 3 項 特別損失		1,000 千円
第 4 項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 730,654 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,322 千円、過年度分損益勘定留保資金 390,770 千円及び当年度分損益勘定留保資金 304,562 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款 資本的収入		566,549 千円
第 1 項 企業債		283,200 千円
第 2 項 補助金		273,950 千円
第 3 項 受益者負担金及び分担金		9,399 千円

支 出

第 1 款 資本的支出		1,297,203 千円
第 1 項 建設改良費		694,337 千円
第 2 項 企業債償還金		602,866 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和 5 年度)	令和 6 年度～令和 1 0 年度	300 千円
	年度別内訳	
	令和 6 年度	104 千円
	令和 7 年度	84 千円
	令和 8 年度	60 千円
	令和 9 年度	36 千円
令和 1 0 年度	16 千円	
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が 1 箇所(世帯)につき 700 千円以内で貸付けた融資総額の 50%を限度に損失補償

今釜新町ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和6年度	90,000千円
瀬戸雨水ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和6年度	74,000千円
通詞島排水処理施設汚泥掻寄機改築工事	令和6年度	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	283,200千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

90,525 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	519,034 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	36,450 千円	

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治